首都直下地震緊急対策区域における地震防災の体系

資料2－2

○ 首都直下地震緊急対策区域の指定があった場合、政府は首都直下地震緊急対策推進基本計画等を作成するとともに、地方公共団体は、首都直下地震防災に係る各種計画を作成

首都直下地震緊急対策区域の指定
内閣総理大臣指定

首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定
内閣総理大臣指定

首都直下地震緊急対策推進基本計画
閣議決定

行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（政府業務継続計画）
閣議決定

首都中枢機能維持基盤整備等計画
＜作成主体＞
基盤整備等地区内の地方公共団体

地方緊急対策実施計画
＜作成主体＞
緊急対策区域内の都県知事

特定緊急対策事業推進計画
＜作成主体＞
緊急対策区域内の地方公共団体

【計画事項】

① 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
・・・首都直下地震対策の必要性、意義

② 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針
・・・政府としての対策の方向性

③ 首都直下地震が発生した場合の首都中枢機能の維持に関する事項
・・・首都中枢機能とそれを支えるライフライン及びインフラの維持

④ 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項
・・・基盤整備等地区の指定の考え方、基盤整備等計画の認定基準

⑤ 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項
・・・地域の創意工夫で取り組む具体的な施策と実施目標等を記載

⑥ 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項
・・・特定緊急対策事業推進計画の認定基準

⑦ 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置
・・・政府が様々な主体と連携して推進すべき首都直下地震対策

⑧ その他
・・・計画の効果的な推進等について

《国全体の取組》

②③⑦⑧を踏まえて計画に記載すべき事項

《国全体の取組》

地震防災戦略 ・・・数値目標及び具体的な実現方策を定めた計画（国）

具体計画 ・・・災害応急対策活動の具体的な内容を定めた計画（国）